

福井県U.I ターン奨学金 返還支援補助金

利用の手引き

令和6年4月

福井県 交流文化部 定住交流課

目 次

(ページ)

1	はじめに	3
2	全体概要	3
3	支援対象者としての認定	4
4	－ 要件全体	4
5	－ 県外大学の在籍、学年	5
7	－ 県内就職見込み、業種	6
8	－ 職種	7
9	－ 非公務員	8
10	－ 県内居住見込み	8
11	－ 応募	8
12	－ 審査	10
13	福井県へのU I ターン	10
14	奨学金の返還	12
15	補助金の交付	12
16	－ 交付要件	13
17	－ 県外勤務、離職等がある場合	14
18	－ 奨学金返還の方法	17
19	－ 申請手続	17
20	他の支援制度との併用について	18
21	県への報告等	19
22	支援対象者の辞退、取消等	20

はじめに

福井県では、学生のU I ターンを促進するため「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金」という制度を設けています。福井県にU I ターンをした方が、奨学金の返還をした場合に、最大150万円を補助するという制度です。

その制度の内容をQ & A形式でまとめたものが、この冊子です。どういった方が支援の対象になるかといったことから、県への申請・認定後、様々なケースが発生した場合の取扱いまで記載していますので、ぜひご一読ください。

より多くの方に、この制度をご利用いただけることを願っております。

【全体概要】

Q 1 「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金」とは、どのような制度か。

A 詳しい要件については後述しますが、県外の大学等に通う学生等および県内の大学等に通う県外の高等学校を卒業した学生が、U I ターンをし、福井県内の事業所等で勤務しながら、奨学金を返還する場合、その返還額を補助するというものです。

支援を受けるためには、予め、県から支援対象者としての認定を受けなければなりません。

また、補助金は、3回に分けて支給します。最大で150万円の支給となります。

事務手続等の流れについては、次の表をご覧ください。

①支援対象者としての認定	・県への申請 ・面接等による審査 ・県による認定
②福井県へのU I ターン	・卒業後に、勤務証明書、住民票等を提出 ※①の認定があってもU I ターンをしないと補助が受けられません。
③奨学金返還	※支援対象者から日本学生支援機構等に、奨学金を返還します（通常、卒業後6か月から）。
④補助金の交付（1度目）	・県への請求（卒業の1年半後の9月末） ・県から補助金を交付（上限20万円または30万円）
④' 補助金の交付（2度目）	・県への請求（卒業の3年半後の9月末） ・県から補助金を交付（上限40万円または60万円）
④'' 補助金の交付（3度目）	・県への請求（卒業の5年半後の9月末） ・県から補助金を交付（上限40万円または60万円）

【支援対象者としての認定 ー 要件全体】

Q 2－1－1 どのような者が支援対象者として認定を受けられるか。

A 認定対象者の要件の概要は、次のとおりです。

- ①奨学金の貸与を受けていること（または受けていたこと）。
- ②県外の大学等を卒業する予定であること（既に卒業している方にはあっては、認定申請の時点で県外に在住していること）、または、県外の高等学校を卒業し県内の大学等を卒業する予定であること。
- ③卒業後（認定申請の時点で卒業している方にはあっては、認定後）、福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に、正規雇用として、専門職や技術職、技術営業職などの職種で就業する見込みであること（その意欲があること）。
- ④公務員として就業する見込みではないこと。
- ⑤福井県内に居住する見込みであること（その意欲があること）。

Q 2－1－2 まだ就職活動を開始しておらず、したがって内々定も得ていない。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

就職活動を開始していること、内々定を得ていることは、申請要件ではありません。

Q 2－1－3 愛知県出身の私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

出身地が福井県外の方であっても、申請をすることができます。

【支援対象者としての認定 ー 奨学金】

Q 2－2－1 どのような奨学金でも対象になるのか

A 対象となるのは、次のいずれかが貸与する奨学金に限られます。

- ・（独）日本学生支援機構
- ・福井県奨学育英基金

なお、奨学金は、有利子、無利子のいずれでも構いません。

ただし、海外留学のための奨学金は、対象となりません。

Q 2－2－2 大学1、2年生のときに奨学金を借りており、その額は卒業後に返還しなければならない。しかし、3年生以降は、新たに奨学金を借りていません。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

Q 2－2－3 以前奨学金を借りていたが、既に全額返還してしまった。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

補助金支給の対象となる奨学金返還は、4年制大学の4年生や既卒者であれば、認定後最初の4月1日以降の返還に限られます。

既に全額返還してしまっているのであれば、補助金支給の対象となる奨学金返還がありませんので、申請できません。

【支援対象者としての認定 － 県外大学の在籍、学年】

Q 2－3－1 県外の大学等とは、何か。

A 福井県外に本部を置く、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校の専門課程）をいいます。

Q 2－3－2 滋賀県の大学に、福井県内の実家から通っていた。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

Q 2－3－3 何年生でも申請できるか。

A 4年制大学の3年生、4年生などが申請できます。

例えば、募集期間が2024年4月1日～同年6月30日であった場合、2026年3月31日までに卒業する見込みの者が対象となります。

Q 2－3－4 既卒者でも申請できるか。

A 次の要件を全て満たす方は、申請することができます。

- ・返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。
- ・申請の日に県外に居住していること。
- ・申請の日に県内で就労していないこと。

Q 2－3－5 県内の大学等に在籍している学生でも申請できるか。

A 県外の高等学校を卒業し、かつ、県内の大学等を卒業する見込みの方は、申請することができます。

【支援対象者としての認定 一 県内就職見込み、業種】

Q 2－4－1 福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、どのような者が申請できるのか。

A 福井県内に事業所を持つ企業等にて就業する意欲がある方が対象となります。しかし、その企業等が、福井県外のエリア限定での求人をする場合、これに応じる就業を希望する方は、対象となりません。

なお、その企業等の本社が福井県内にあるか否かは問いません。

また、企業等とは、株式会社、有限会社などに限らず、社会福祉法人など他の形態の法人や個人経営の企業も含みます。ただし、対象となる業種に限ります。業種については次のQ&A（Q 2－4－2）をご参照ください。

Q 2－4－2 福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、対象となる業種とは何か。

A 日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）の大分類のうち次に掲げるものに属する業種が対象となります。

- ・農業、林業
- ・漁業
- ・建設業
- ・製造業
- ・情報通信業
- ・医療、福祉

Q 2－4－3 会社全体でみれば小売業だが、その会社の製造部門に、製造技術者として就職したいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

次のQ&A（Q 2－5－1）に掲げる職種に就くものと見込まれる場合は、会社全体の業種は前のQ&A（Q 2－4－2）に限定されません。

例えば、次に掲げる例の場合は、支援対象者としての認定の申請ができます。

例) 電力会社に建設技術者として採用されることが見込まれる場合

　　設計事務所に設計技術者として採用されることが見込まれる場合

　　小売業の I T 部門に S E として採用されることが見込まれる場合

機械設計事務所に製造技術者として採用されることが見込まれる場合

卸売業で顧客に技術提案を行う技術営業として採用されることが見込まれる場合

【支援対象者としての認定 一 職種】

Q 2－5－1 専門職や技術職、技術営業職などの職種として就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、対象となる職種とは何か。

A 日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）の専門的・技術的職業従事者の大分類のうち次に掲げる中分類に属する職種が対象となります。

- ・研究者
- ・農林水産技術者
- ・製造技術者（開発）
- ・製造技術者（開発を除く）
- ・建築・土木・測量技術者
- ・情報処理・通信技術者
- ・その他の技術者
- ・医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- ・保健師、助産師、看護師
- ・医療技術者
- ・その他の保健医療従事者
- ・社会福祉専門職業従事者

例えば、電気工事技術者は製造技術者（開発を除く）に、施工管理技士は建築・土木・測量技術者に、保育士は社会福祉専門職業従事者に含まれます。

Q 2－5－2 管理栄養士になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

管理栄養士は、日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）の「大分類：専門的・技術的職業従事者」「中分類：その他の保健医療従事者」に属しますので、対象となります。

Q 2－5－3 技術系の営業職になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

Q 2－5－1 に掲げる職種に準ずるものに就く場合は、対象となります。

例えば、次に掲げる例の場合は、支援対象者としての認定の申請ができます。

- 例) 総合職として採用され、社内の情報システムの設計、開発、保守を行う場合
技術者として採用され、技術系営業業務を行う場合

【支援対象者としての認定 － 非公務員】

Q 2－6－1 公立病院の看護師になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

公務員は、この補助金の対象となりませんので、公立病院に公務員として勤務することを希望する方は、申請することができません。

もっとも、民間病院と公立病院のいずれで勤務するかを選択する以前であれば、申請することが出来ます。この場合、申請後に公立病院勤務を決めたときは、認定があったとしても、補助金の交付を受けることは出来ません。

【支援対象者としての認定 － 県内居住見込み】

Q 2－7－1 現在、京都府内に住み、京都府内の高専に通っている。卒業後も京都府内に住みながら、福井県内の企業に勤務したいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

福井県内に居住する見込みであること（その意欲があること）を要件としていますので、対象外となります。

【支援対象者としての認定 － 応募】

Q 2－8－1 支援対象者としての認定の申請は、いつ募集しているのか。

A 例年、4月上旬から6月頃に募集しています。ただし、それ以外の時期に募集することもあります。募集期間を複数回設定することもあります。

詳しくは「291JOBS 新卒」（<https://291jobs.pref.fukui.lg.jp/shinsotsu/>）や福井県のホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>）でご確認ください。

Q 2－8－2 応募するためには、何をどこに出せばよいか。

A 申請書（様式第1号）を福井県交流文化部定住交流課（担当 学生就職支援グループ）

に提出してください。

申請書等は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

なお、申請書には、次の書類を添付してください。

- ・大学等の在学証明書または卒業証明書
- ・小論文（様式第1号の2（上記ホームページからダウンロードしてください。））

また、郵送による提出のほか、福井県電子申請サービスからも申請することができま
す。（<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/cXovIkYR>）

Q 2－8－3 申請書や小論文は、手書きしなければならないか。

A 手書きでも、パソコンで入力し、印刷したものでも、いずれでも結構です。

Q 2－8－4 申請書中「これまでの県外企業への就職活動状況」という欄がある。どのように書けばよいか。

A 申請時の状況を簡潔に記載してください。

例えば、次のような記載です。

- ・A県のB社から内々定をもらっている。
- ・就職活動自体を始めていないので未定であるが、製造業を中心にC県の複数の会社
にも就職活動をしたいと考えている。
- ・D県のF社にもエントリーシートを提出し、就職活動を進めていたが、福井県のE
社から内々定をもらって以降は、活動を中止した。

Q 2－8－5 小論文は、何を書けばよいか。

A 様式第1号の2に沿って記載してください。様式は、福井県のホームページからダウン
ロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

項目としては、次のことを記載いただくことにしております。

1 申請の動機、U・Iターンの理由

申請に至った理由、福井へのU・Iターンを希望する理由を記載してください。

2 就業したい分野およびその理由

就業したい企業や業種、就きたい職種について記載してください。

既に就職活動を開始している方は、その状況についても記載してください。

3 大学等での専門分野や研究内容と就業予定（希望）の業務との関連性

大学等で履修した内容（予定含む）を、どういった業務に活かせると考えるか記載
してください。

就職活動前の方は、どういった業務を希望するのかを記載してください。

4 就業予定（希望）先で取組みたい内容や目標

大学等で得た（予定含む）知識や技能を活かして取組みたいことや目指す成果、自身のアピールポイントなどについて記載してください。

【支援対象者としての認定 － 審査】

Q 2－9－1 申請後、どのような手続を経て、認定されるのか。

A 審査（書面審査、面接）を経て、認定します。

面接は、6月締切の募集であれば、8月中旬頃に実施します（年によって変わることあります。）。

審査にあっては、申請要件を欠くことが無いことを確認します。

なお、募集定員を超える申請があった場合は、申請要件を全て満たしている方であっても認定しないことがあります。

Q 2－9－2 認定されたとき、認定されなかったときは、どのような通知があるのか。

A 認定、不認定いずれの場合も、書面で通知します。

【福井県へのU I ターン】

Q 3－1 支援対象者として認定された。大学を卒業後に何かしなければならないことがあるか。

A 卒業後の4月中に、次の書類を県（定住交流課）に提出してください。

- ・大学等を卒業したことを証する書類（卒業証明書）
- ・勤務証明書（様式第5号）
- ・債権債務者登録票

様式は、福井県のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>

県外の高等学校を卒業し、県内の大学等を卒業した方については、上記の書類に加え、県外の高等学校を卒業したことを証する書類（卒業証明書等）を提出してください。

Q 3－2 支援対象者として認定されたが、福井県にU I ターンしなかった（福井県に事業所がない企業に就職した。）。どうなるのか。

A 支援対象者ではなくなります。

辞退届を県に提出してください。様式は、福井県のホームページからダウンロードして

ください。 (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

Q 3－3 支援対象者として認定され、県内企業（福井県に事業所がある企業）に就職したが、配属先は東京支社だった。どうなるのか。

A 支援対象者ではありますが、福井県外で勤務する期間の奨学金返還は、支援（補助金の支給）の対象ではありません。今後、福井県内に異動したときに、その時以降の奨学金返還が支援対象となります。

一方、例えば首都圏でのエリア限定社員になった場合など、福井県内への異動が見込めない場合は、支援対象者ではなくなります。

Q 3－4 支援対象者として認定され、県内企業（福井県に事業所がある企業）に就職したが、職種が専門職や技術職、技術営業職などの職種（Q 2－5－1に掲げられている職種）ではなかった。どうなるのか。

A 今後、職種が転属となる可能性がないのであれば、支援対象者ではなくなります。

一方、転属になる可能性があるのであれば、支援対象者ではあり続けます。ただし、専門職や技術職、技術営業職などの職種以外の職種で勤務する期間の奨学金返還は、支援（補助金の支給）の対象ではありません。今後、専門職や技術職、技術営業職などの職種で勤務することとなったときに、その時以降の奨学金返還が支援対象となります。

Q 3－5 支援対象者として認定されたが、福井県内企業から内定をもらえなかった。福井県内で4月以降も就職活動を続けていくが、よいか。

A 4月1日までに県内企業に就業しなかった場合は、支援対象者ではなくなります。

辞退届を県に提出してください。様式は、福井県のホームページからダウンロードしてください。 (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

Q 3－6 福井県内で実際に生活していくが、住民票は他県のままでよいか。

A 福井県内に住民票をうつしてください。

住民票が他県のままであれば、支援対象者ではなくなります。

【奨学金の返還】

Q 4－1 奨学金は、支援対象者として認定された者が自ら返還していく必要があるか。
それとも福井県が代わりに返還してくれるのか。

A 支援対象者が自ら返還してください。

奨学金の返還額に応じて、一定の時期に、県から支援対象者に補助金を支給します。

【補助金の交付】

Q 5－1 補助金は、いつ、いくら支給されるのか。

A 補助金の額は、支援対象者が返還した金額と上限額のうち、どちらか低い方の額となります。上限額は次のとおりです。

①大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した者・・・・最大100万円

②大学（医・薬・歯・獣医学部（6年制））、大学院を卒業した者・・・最大150万円
ただし、医学部・薬学部等であっても4年制の場合は、①の上限額となります。

補助金の交付に関する一般的なスケジュールは次のとおりです。

仮に2025年3月に卒業、4月にUターン就職をし、その後ずっと福井県内で勤務するほか、他の補助金支給要件も満たし続けていたとします。

Uターン就職（2025年4月）	
就職後6月後（2025年10月～）	奨学金の返還開始
	1年間でx円返還
就職後1年6月後（2026年9月末）	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」（様式第7号）を提出
(2026年10月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県から支援対象者に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を発出
(〃)	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書」（様式第9号）を提出
(〃)	補助金をx円支給 (①x円が20万円を超えるときは、20万円支給) (②x円が30万円を超えるときは、30万円支給)
	2年間でy円返還
就職後3年6月後（2028年9月末）	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」（様式第7号）を提出
(2028年10月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県から支援対象者に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を発出

(ノ)	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書」（様式第9号）を提出
(ノ)	補助金をy円支給 (①y円が40万円を超えるときは、40万円支給) (②y円が60万円を超えるときは、60万円支給)
	2年間でz円返還
就職後5年6月後（2030年9月末）	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」（様式第7号）を提出
(2030年10月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県から支援対象者に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を発出
(ノ)	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書」（様式第9号）を提出
(ノ)	補助金をz円支給 (①z円が40万円を超えるときは、40万円支給) (②z円が60万円を超えるときは、60万円支給)

上記のとおり、就職後1年6月後、3年6月後、5年6月後にそれぞれ補助金を支給します。

【補助金の交付－交付要件】

Q 5-2 補助金の交付を申請するためには、どのような要件を満たしている必要があるか。

A 各申請時に共通して必要な要件の概要は、次のとおりです。

- ①一定の月数以上、奨学金返還をしていること。
- ②県外の大学等を卒業したこと。
- ③福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に、正規雇用として、専門職や技術職、技術営業職などの職種で就業していること。
- ④公務員ではないこと。
- ⑤福井県内に居住していること。
- ⑥県税の滞納がないこと。

①については、Q 2-2-1 から Q 2-2-3 まで

②については、Q 2-3-1 から Q 2-3-2 まで

③については、Q 2-4-1 から Q 2-5-3 まで

④については、Q 2-6-1

⑤については、Q 2-7-1 を参照してください。

なお、これらのQ&Aの中で「見込み」について記載されている事項は「実績」についての記載として読むなど、適宜読み替えを行ってください。

また、①の「一定の月数」については、次のとおりです。

就職後 1 年 6 月後の請求	1 2 月
就職後 3 年 6 月後の請求	3 6 月
就職後 5 年 6 月後の請求	6 0 月

例えば、就職後 1 年 6 月後の請求をする時点では、1 2 月以上の分の奨学金返還をしている必要があります。

なお、この奨学金返還とは、県内に居住し、県内の事業所において勤務した月のものである必要があります。

【補助金の交付　－　県外勤務、離職等がある場合】

Q 5－3－1 就職後 11 月間、県外勤務をした。

私は、ずっと県内勤務をしていた者と同様に、補助金の交付を受けられるか。

A 補助金の交付申請の時期が変更になります。

例えば、2024 年 4 月に就職した方が、2025 年 10 月～2026 年 8 月の間、東京支社で勤務したとします。県内の事業所において勤務していないので、この期間に奨学金を返還したとしても、補助金支給の対象外となります。

就職後 1 年 6 月後の時点では、ずっと県内勤務をしていたため、補助金の交付申請をすることができます。

就職後 3 年 6 月後の時点では、奨学金の返還月数は次のように計算します。

2024 年 10 月～2025 年 9 月	県内勤務	1 2 月
2025 年 10 月～2026 年 8 月	県外勤務	—
2026 年 9 月～2027 年 9 月	県内勤務	1 3 月
計	2 5 月	

この 2 5 月は、補助金交付要件である 3 6 月に満たないため、就職後 3 年 6 月後の時点での申請はできません。

就職後 5 年 6 月後の時点での補助金交付申請も、同様にできません。

このように、県内において居住しなかったり、県内の事業所において勤務しなかったりする期間のある方については、次に掲げる日に補助金交付の申請をすることができます。

- ・ 1 2 月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる 9 月 30 日
- ・ 3 6 月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる 9 月 30 日

・ 6 0 月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる 9 月 30 日

先ほどの例では、2028 年 8 月時点で 3 6 月分の奨学金返還を済ませるため、同年 9 月末に補助金交付申請をすることができます。

この場合、補助金の上限額は次のとおりとなります（Q 5-1 に記載の②の方は 20 万円を 30 万円に置き換えて計算してください（以下、同））。

$$\begin{aligned}\text{補助金上限額} &= \text{返還月数 (既に補助の対象となった月を除く。)} \times 20 \text{ 万円} \div 12 \\ &= (37 - 12) \times 20 \text{ 万円} \div 12 = 416,666 \text{ 円 (円未満切捨)}\end{aligned}$$

同様に、2030 年 8 月時点で 6 0 月分の奨学金返還を済ませるため、同年 9 月末に補助金交付申請をすることができます。

$$\text{補助金上限額} = (60 - 37) \times 20 \text{ 万円} \div 12 = 383,333 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

Q 5-3-2 就職後 27 月間、県外勤務をした。

私は、ずっと県内勤務をしていた者と同様に、補助金の交付を受けられるか。

A 補助金の交付申請の時期および補助金上限額が変更になります。

例えば、2024 年 4 月に就職した方が、2025 年 10 月～2027 年 12 月の間、東京支社で勤務したとします。

交付申請時期の考え方については、Q 5-3-1 を参照ください。2029 年 12 月時点で 3 6 月分の奨学金返還を済ませるため、2030 年 9 月末に補助金交付申請をすることができます。

この場合、補助金の上限額は次のとおりとなります（Q 5-1 に記載の②の方は 20 万円を 30 万円に置き換えて計算してください（以下、同））。

$$\text{補助金上限額} = (45 - 12) \times 20 \text{ 万円} \div 12 = 550,000 \text{ 円 (円未満切捨)}$$

6 0 月分の奨学金返還を済ませるのは、2031 年 12 月となります。しかし、補助金交付申請は、就職してから 7 年 6 月以降にすることはできません。この場合、就職してから 7 年 6 月が経過する 2031 年 9 月末に申請をすることとなります。

$$\begin{aligned}\text{補助金上限額} &= \text{返還月数 (既に補助の対象となった月を除く。)} \times 20 \text{ 万円} \div 12 \\ &= (57 - 45) \times 20 \text{ 万円} \div 12 = 200,000 \text{ 円 (円未満切捨)}\end{aligned}$$

3 回にわたる補助金交付のそれぞれの上限額を足しあげても 1,000,000 円（Q 5-1 に記載の②の方は 1,500,000 円）にはなりませんが、補助金上限額は、上記のとおりとなります。

Q 5－3－3 補助金交付申請の日に、県外勤務をしている。
私は、補助金交付の申請ができるか。

A 今後の異動で県内勤務をすることが見込まれる場合は、申請できます。

一方、例えば、異動に伴い県外のエリア限定職員になった場合など、今後の異動で県内勤務をすることが見込まれない場合は、申請できません。

なお、補助金交付申請の日に県外勤務をしている例とは、例えば次の場合に生じます。

・月の途中に異動があり、県外勤務になった場合

〔その月の半分を超える日において県内勤務をしていれば、その月の奨学金返還
は、補助金支給の対象になります。〕

・複数回、県外勤務をする場合

〔例えば、Q 5－3－1 の例で、2028 年 9 月から再度県外勤務になったとしても、
同月末は「3 6 月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる 9 月 30 日」です
ので、申請ができます。この場合の補助金の上限額は次のとおりとなります（Q
5－1 に記載の②の方は 20 万円を 30 万円に置き換えて計算してください）。〕

$$\begin{aligned}\text{補助金上限額} &= \text{返還月数 (既に補助の対象となった月を除く。)} \times 20 \text{ 万円} \div 12 \\ &= (36 - 12) \times 20 \text{ 万円} \div 12 = 400,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

Q 5－3－4 補助金交付申請の日に、離職をしている。
私は、補助金交付の申請ができるか。

A 補助金交付申請の日において、福井県内で求職していることが分かる場合など、今後県内で就業することが見込まれる場合は、申請できます。

一方、例えば、福井県内に事業所を持たない企業で就業をしている場合など、今後県内で就業することが見込まれない場合は、申請できません。

なお、たとえ福井県内で求職している場合であっても、自己都合による離職後 3 月以上経過したとき、会社都合による離職後 12 月以上経過したときなどは、申請できません。

また、補助金交付申請の日に離職している例とは、Q 5－3－3 に掲げる例に準じた場合が考えられます。

**Q 5－3－5 県内の事業所に籍を置きながら、出張、研修等により県外で勤務するこ
とがある。こうした月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるのか。**

A 原則として補助金支給の対象になります。

ただし、その期間が長期にわたる場合には、対象にならないこともあります。

個別の事情に即して判断が分かれますので、疑義がある場合は、県にお問い合わせください。

Q 5－3－6 県内の事業所に籍を置きながら、出産・育児に伴う休暇（産休・育休）を取得している。こうした月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるのか。

A 産休・育休を取得中であっても、県内の事業所に籍を置きながら、県内に居住し、奨学金を返還している場合は、補助金支給の対象になります。

ただし、一時的に退職扱いとなる場合や休暇期間中の奨学金の返還を猶予している場合は、対象なりません。

Q 5－3－7 月の途中に、異動、離職、引越等があった場合、当該月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるか。

A 月の半分を超える日において県内勤務をしていれば、その月の奨学金返還は、補助金支給の対象になります。

例えば、30日ある月であれば、16日以上県内勤務をしていれば、補助金支給の対象になります。

【補助金の交付 － 奨学金返還の方法】

Q 5－4－1 繰上返還は、補助金支給の対象になるか。

A 補助金支給の対象になります。

Q 5－4－2 親にお金を借り（独）日本学生支援機構には奨学金を全額一括返還した。その後、毎月親に返済している。この親への返済は、補助金支給の対象になるか。

A 補助金支給の対象なりません。

例えば、2024年4月に就職、同年10月に（独）日本学生支援機構に対し奨学金を全額（180万円）一括返還したとします。

この場合、2024年10月～2025年9月の返還額合計は1,800,000円となり、就職後1年6月後の補助金は請求できます。

一方、その後の毎月の親御さんへの返済は、この補助金の支給対象にはなりません。したがって、就職後3年6月後、就職後5年6月後には請求ができません。

【補助金の交付 － 申請手続】

Q 5－5 補助金の申請のために、何をどこに出せばよいか。

A まずは「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」（様式第7号）を福井県庁 交流文化部 定住交流課（担当 学生就職支援グループ）に提出していく

ださい。

様式は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

なお、提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ・勤務証明書（様式第5号）
- ・住民票の写し
- ・補助対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し

振込みを証するもの（奨学金返還口座に記帳した振込み記録など）や、
(独)日本学生支援機構が発行する奨学金返還額証明書がこれに当たります。
こうした書類は、この補助事業が終わるまで（3回目の補助金支給が終わって2年間）は必ず保管しておいてください。

- ・県税に滞納がない旨の証明書（納税証明書）（発行から2ヶ月以内のもの）、または、県税の納税状況の確認について（様式第10号）
- ・県税（地方消費税）に滞納がない旨の証明書（税務署が発行する納税証明書※発行から2ヶ月以内のもの）

※地方消費税の納税証明書は、税務署で発行しています。オンラインで交付請求
することが可能なので、詳しくは下記HPをご確認ください。

e-Taxホームページ

[納税証明書の交付請求について | 【e-Tax】国税電子申告・納税システム\(イータックス\)\(nta.go.jp\)](https://nta.go.jp)

その後、県から「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」が送られてきたら、県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書」（様式第9号）を提出してください。

様式は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

【他の支援制度との併用について】

Q 6－1 福井県U I ターン奨学金返還支援補助金とともに、他の自治体（市町）が行っている同様の奨学金返還支援制度を利用したいが、可能か。

A 可能です。

ただし、他自治体や企業等が実施する奨学金返還支援制度（代理返還制度を含みます。）と併用を希望する場合は、必ずその旨を県に申告してください。県の制度に申請する時点で併用の可能性がある場合は、申請書にその旨を記載してください。県の制度に申請した後に併用の可能性が出た場合は、個別に県（定住交流課学生就職支援グループ）に申告してください。

Q 6－2 福井県U I ターン奨学金返還支援補助金とともに、他の奨学金返還支援制度を併用することになったが、何か提出するものはあるか。

A 併用することになった制度の内容や補助金額、補助対象期間など詳細が分かる書類を県に提出してください。

Q 6－3 福井県U I ターン奨学金返還支援補助金とともに、他の奨学金返還支援制度を併用することになったが、県の補助金はどうなるのか。

A 併用する制度の補助対象期間に、県の補助金の補助対象期間と重複する期間がある場合は、その期間に係る県の補助金の額は、併用する制度による補助金の額を引いた額となります。

また、県の補助金の交付申請を行う際に、併用する制度から受けた補助金の額を証する書類を提出してください。

上記書類の提出が無い場合は、県の補助金に係る補助対象経費が明確とならないため、補助金の支給を受けることはできません。

【県への報告等】

Q 7－1 住所等を変更した場合は、どうすればよいか。

A 次の場合は、県に報告してください。

- ・氏名が変わった場合
(婚姻した場合など)
- ・連絡先が変わった場合
(引越しにより住所が変わった場合、電話番号、メールアドレスを変更した場合など)
- ・補助金の交付要件（Q 5－2 参照）に関わることに変動があった場合
(県外勤務になった場合、離職した場合、奨学金返還の一時猶予を受ける場合など)
- ・奨学金返還を滞納した場合
- ・禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴された場合
- ・暴力団などの反社会的勢力と関係を有した場合

Q 7－2 県への報告は、Q 7－1に掲げる場合に限られるか。

A 県は、必要と認めるときは、支援対象者に対し、奨学金返還の計画、奨学金返還の状況、勤務状況などについて報告を求めることがあります。

この場合は、求めに応じ速やかに報告をしてください。

【支援対象者の辞退、取消等】

Q 8－1 どういった場合には、支援を辞退しなければならないか。

- A 次の場合は、辞退届を県に届け出てください。
- ・この補助金制度による支援を辞退しようとするとき。
 - ・卒業後初めての4月1日までに県内に事業所を置く企業等で就業しなかったとき。
 - ・自己都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに3月以上経過したとき。
 - ・会社都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに12月以上経過したとき。

Q 8－2 どういった場合には、支援を取り消されるのか。

- A 県は、次の場合に支援対象者の認定の取消をすることがあります。
- ・辞退届の届出があったとき。
 - ・卒業後初めての4月1日までに県内に事業所を置く企業等で就業しなかったとき。
 - ・自己都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに3月以上経過したとき。
 - ・会社都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに12月以上経過したとき。
 - ・虚偽その他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき。
 - ・奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき。
 - ・県が報告を求めた事項について、正当な理由なくその報告を行わなかったとき。
 - ・県が調査を求めた事項について、正当な理由なくその調査に協力しなかったとき。
 - ・禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。
 - ・就業する対象事業者が暴力団等の反社会的勢力であり、または反社会的勢力との関係を有するとき（出資等の資金提供を受けている場合を含む。）。

Q 8－3 県による立入調査等が行われる場合があるか。

- A 県は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対し、関係書類の提出を求めたり、事情聴取、訪問調査等を行ったりします。
この場合、支援対象者は、提出や調査に協力しなければなりません。

【問い合わせ先】

福井県交流文化部定住交流課

福井市大手3丁目17番1号

T E L 0776-21-1111(代表)

0776-20-0665(直通)

F A X 0776-20-0513

E-mail teiju-koryu@pref.fukui.lg.jp